

「新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例（案）【新規】」に対する  
パブリックコメントの結果

○意見募集期間 令和6年12月26日～令和7年1月24日（30日間）

○意見の提出者 5人（個人・団体）

○意見の件数 6件

I 反映した意見 0件、II 一部反映した意見 1件、III 既に記載(実施)済みのもの 1件、  
IV 今後の検討課題とするもの 1件、V その他記述を変更しなかったもの 3件

○意見の内容及び対応

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
1	条例全般	拉致問題が進展せず、じれったいです。この条例をきっかけに、新潟県から啓発活動を盛り上げ、その活動が拉致された方々の一日も早い帰国につながることを願っています。		
2	条例全般	「新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例(案)」の策定が進んでいること大変感謝いたします。心強い限りです。自民党新潟県連の政調会長を務めている県議会議員が、かつて青年会議所の理事長をされていた時に新潟市の青年会議所の皆さんが「横田めぐみさんのご両親」をお迎えし講演会がありました。私も参加させていただき当時とても心強く思いました。その後、長岡青年会議所でも横田さんご夫婦をお迎えして講演会が行われました。長岡市でも市長さんはじめ多くの皆さんが拉致問題は他人ごとではない。と、立ち上がってくださっています。少しでも、多くの方々に関心をもってください解決に向けて行動をお願いします。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。提案者としたしましては、この条例の制定を契機に、拉致問題等に関する啓発を総合的かつ効果的に推進することにより、県民の皆様のご関心と理解を深め、気運の醸成を図り、拉致問題等の早期解決に資することを願っております。	V
3	第1条	特に問題はないと思いますが、条例案の「日本国民」は「日本国民等」にしておいた方が良いと思います。新潟ではありませんが特定失踪者には在日や片親が朝鮮籍で国籍が日本になっていない人もいますためです。政府の見解でも日本国内から拉致された人への対応は国籍に関係なく行うとしています。	条文の変更案を提出いただき、ありがとうございます。ご意見の趣旨を踏まえ、拉致問題等の定義を変更いたしました。	II
4	第4条	下記のとおり変更 「学校その他の教育機関は、発達段階に応じて、児童、生徒等が拉致問題等に関する関心と理解を深めるための啓発の推進『と学習』に努めるものとする。」 高校や大学の教育に従事している者です。現状では風化させないように講演をきいたり画像見たり関連本を読むことにとどまっています。これさえもクリアされていない学校が多いと思いますが、私は、以前前から「受け身的にきかされたり見たり読んでいても聞いたことがある、知っているの段階の域から出ることができない」とかなり前から考えていました。 宮崎県教育委員会で作成している拉致問題学習のシートは、提案型で一步踏みだしています。教育現場では教育全般で生徒自身による課題解決型が求められています。これと連動すると思いますので条例文も少し前へ出るような文言が必要かと思えます。 私は以前ある県立高校の人権同和教育の職員研修で拉致問題をテーマにしました。教員には寸劇をしてもらい自分事にとらえてもらい解決のための提案を出してもらったことがあります。大学では平和を考える講義の3コマ担当します。その中で拉致問題も扱う予定です。もしできることがあればやりますので何かありましたらいつでもお声がけください。	条文の変更案を提出いただき、ありがとうございます。ご意見のとおり、学校その他の教育機関において、児童、生徒等が拉致問題等について主体的に考え、自分事として捉えることにより理解を深めることは、拉致問題等の啓発の効果的な推進に資するものと認識しております。 一方で、それぞれの教育機関の考え方を尊重する立場から、まずは、それぞれの機関の判断において啓発の推進に努めていただきたいと考え、「学習」の文言までは用いませんでしたが、附則にも記載がありますとおり、条例の施行状況を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。	IV
5	第4条	県の啓発推進条例ですので、「県立高校の授業や課外学習において、この問題や人権に関する理解の促進と啓発の機会を設ける・・・」などの内容を盛り込んで欲しいと思います。すでに長岡市内の川崎小学校や附属小学校では、同様の授業を行っていますが、広く県内にあっても、次世代の青少年にこの問題を知ってもらいたいという意図からです。	拉致問題等の啓発の推進に関して、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 この条例の第4条には、県立学校のみならず、学校その他の教育機関の役割を定め、そこでは授業や課外学習等を通じて、児童、生徒等が拉致問題等に関する関心と理解を深めるための啓発の推進に資する取組が行われることを期待しております。条文の意図をご理解いただければ幸いです。 なお、ご意見にあった長岡市内の小学校で行われている拉致問題等の啓発の推進に資する優良事例については、関係者で情報共有をさせていただきます。	V
6	第7条	拉致問題の啓発活動をしっかりとやっていくためには、その活動に取り組んでいる人たちが連携したり、協力したりできるような、意見交換をする場をつくるのが大事だと思います。実際、そのような場をつくることは難しいかもしれませんが、まずは、集まれる人たちだけでも集まって、活動を活性化させて欲しいです。	条文の意図をご理解いただき、ありがとうございます。 拉致問題等に関する啓発の取組を総合的かつ効果的に推進するためには、その取組を行っている方々が意見交換や、相互に連携・協力できる体制が必要であると考えており、ご意見のとおり、まずは、できることから始め、取組が活性化していくことを期待しております。	III

条例案の公表方法等

- (1) 自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載 (2) 自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布  
(3) 条例案に対する意見募集の周知（令和7年1月11日新潟日報朝刊掲載）